



資料編

資料 1 策定の経緯



月日	内容	議題等
令和2年		
8月 18日	第1回庁内検討委員会	・第二次御殿場市環境基本計画の中間目標達成状況の確認
10月	第2回庁内検討委員会 (書面開催)	・設定目標の詳細ヒアリング
12月	第3回庁内検討委員会 (書面開催)	・第二次御殿場市環境基本計画(中間見直し)素案の審議
令和3年		
8月 17日	令和3年度第1回環境審議会	・市長から諮問 ・第二次御殿場市環境基本計画(中間見直し)素案の審議
9月 ～ 10月 5日	パブリックコメント	・15日間(広報・ホームページ掲載) 意見0件
11月 12日	第1回環境市民懇話会	・第二次御殿場市環境基本計画(中間見直し)(案)について
12月	令和3年度第1回庁内検討委員会(書面開催)	・パブリックコメント等を踏まえた計画案の確認
12月 21日	令和3年度第2回環境審議会	・パブリックコメント等を踏まえた計画案の審議 ・答申案の審議
令和4年		
1月 24日	答申	・環境審議会から答申
4月 13日	調整会議	・第二次御殿場市環境基本計画(中間見直し)の策定について
4月 27日	庁議	
5月 11日	経済環境委員会協議会	
5月 19日	全員協議会	
5月		・第二次御殿場市環境基本計画(中間見直し)策定
6月 20日	令和4年度第1回庁内検討委員会	・御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)素案の審議
7月 4日	令和4年度第1回環境審議会	・市長から諮問 ・御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)素案の審議
8月 1日 ～ 15日	パブリックコメント	・15日間(ホームページ掲載) 意見0件
8月 30日	令和4年度第2回環境審議会	・第1回審議会の意見を踏まえた御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)(案)の審議
10月 4日	議員懇談会	・御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)(案)の審議
10月 24日	答申	・環境審議会から答申
11月 16日	令和4年度第2回庁内検討委員会	・パブリックコメント等を踏まえた計画案の確認
令和5年		
1月 16日	部長連絡会	・御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定について
1月		・御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定
2月 3日	経済環境委員会協議会	・御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定について

資料 2 委員名簿



■令和3年度 御殿場市環境審議会（敬称略）

氏名	区分	所属	備考
横山 澄夫	3号	元中央環境審議会専門委員	会長
勝又 さつき	2号	NPO法人 エコハウス御殿場	副会長
森 雅宏	1号	公募	
遠藤 徳一	1号	公募	
三輪 淳子	1号	公募	
勝間田 達雄	2号	御殿場市環境衛生自治推進協会	
勝亦 政博	2号	御殿場市水質保全協議会	
井上 仁士	2号	御殿場市森林組合	
高田 知	2号	御殿場市一般廃棄物処理事業協同組合	
原 テルヨ	2号	御殿場小山中核農業者協議会	
芹澤 孝壽	2号	御殿場市商工会	
芹澤 幸平	3号	静岡県環境学習指導員	
長澤 広志	4号	御殿場市校長会	
新居 一馬	4号	静岡県くらし・環境部環境政策課	

（注）選出区分は御殿場市環境基本条例第22条第4項各号に掲げる委員

1号：公募による者 2号：民間企業・公的団体に属する者 3号：知識と経験を有する者 4号：関係行政機関の職員

■令和4年度 御殿場市環境審議会（敬称略）

氏名	区分	所属	備考
横山 澄夫	3号	元中央環境審議会専門委員	会長
勝又 さつき	2号	NPO法人 エコハウス御殿場	副会長
森 雅宏	1号	公募	
遠藤 徳一	1号	公募	
高村 芳章	2号	御殿場市環境衛生自治推進協会	
勝亦 政博	2号	御殿場市水質保全協議会	
井上 仁士	2号	御殿場市森林組合	
高田 知	2号	御殿場市一般廃棄物処理事業協同組合	
原 テルヨ	2号	御殿場小山中核農業者協議会	
芹澤 孝壽	2号	御殿場市商工会	
芹澤 幸平	3号	静岡県環境学習指導員	
秋岡 智子	4号	御殿場市校長会	
新居 一馬	4号	静岡県くらし・環境部環境政策課	

（注）選出区分は御殿場市環境基本条例第22条第4項各号に掲げる委員

1号：公募による者 2号：民間企業・公的団体に属する者 3号：知識と経験を有する者 4号：関係行政機関の職員

■御殿場市環境市民懇話会（敬称略）

氏名	区分	所属	備考
勝又 立雄	4	鳥獣保護員	座長
勝間田 裕子	2	御殿場市建設業協会	副座長
矢地 信行	1	公募	
関田 喬	1	公募	
山田 誠司	1	公募	
芹沢 和彦	2	御殿場農業協同組合	
近藤 健	2	御殿場市水質保全協議会	
高橋 頼太	2	御殿場青年会議所	
勝間田 やす代	3	御殿場市婦人会連絡協議会	
鈴木 秋広	3	御殿場市シルバー人材センター	
佐藤 章文	3	御殿場市PTA連合会	
青嶋 寿和	4	富士山ツーリズム御殿場実行委員会	
大沼 こずゑ	4	静岡県地球温暖化防止活動推進員	

(注) 選出区分は御殿場市環境市民懇話会要綱第3条に掲げる参加対象者

1：公募による者 2：民間企業に属する者 3：公的団体に属する者 4：知識と経験を有する者

■第二次御殿場市環境基本計画等庁内検討委員会

令和2年度			令和3年度	令和4年度	所属	備考
氏名	所属	備考	氏名	氏名		
勝間田 守正	環境課	委員長	勝間田 守正	梶 茂樹	環境課	委員長
佐藤 哲治	企画課	副委員長	菊地 康弘	菊地 康弘	企画課	副委員長
芹澤 知輝	未来プロジェクト課	委員	宮代 英和	北村 和之	未来プロジェクト課	委員
依田 和海	魅力発信課	委員	依田 和海	宮代 英和	魅力発信課	委員
菊地 康弘	管財課	委員	井上 裕次	井上 裕次	管財課	委員
浅野 智之	市民協働課	委員	浅野 智之	三改木 百合子	市民協働課	委員
西山 洋哉	社会福祉課	委員	西山 洋哉	鎌野 直子	社会福祉課	委員
佐藤 静男	リサイクル推進課	委員	小松 芳美	小松 芳美	上水道課	委員
芹澤 幸一	上水道課	委員	内海 清治	吉川 英治	下水道課	委員
内海 清治	下水道課	委員	浅水 隆司	浅水 隆司	農政課	委員
山崎 弘資	農政課	委員	田口 公士	田口 公士	農林整備課	委員
田口 公士	農林整備課	委員	芹澤 知輝	芹澤 知輝	商工振興課	委員
宮代 英和	商工振興課	委員	渡邊 和美	渡邊 和美	観光交流課	委員
高村 千賀	観光交流課	委員	勝又 美津子	勝又 美津子	都市計画課	委員
長田 和美	都市計画課	委員	藤曲 元樹	杉山 かおる	都市整備課	委員
藤曲 元樹	都市整備課	委員	勝又 かおる	高村 千代子	公園緑地課	委員
勝又 かおる	公園緑地課	委員	池田 浩一	根上 英志	建築住宅課	委員
勝又 龍三	建築住宅課	委員	三改木 英隆	三改木 英隆	道路河川課	委員
三改木 英隆	道路河川課	委員	杉山 信之	内海 清治	管理維持課	委員
杉山 信之	管理維持課	委員	伊藤 美香	伊藤 美香	学校教育課	委員
伊藤 美香	学校教育課	委員	勝俣 竜哉	勝俣 竜哉	社会教育課	委員
勝俣 竜哉	社会教育課	委員	渡邊 達也	渡邊 達也	環境課	事務局
井上 裕次	環境課	事務局	土屋 諭子	飯室 諭子	環境課	事務局
山崎 慶太	環境課	事務局				

資料 3 御殿場市環境基本条例等



■御殿場市環境基本条例

平成 13 年 3 月 29 日
条例第 11 号

前文

私たち御殿場市民は、朝に夕に麗峰富士を仰ぎ、富士山のふもとで暮らせることに誇りを持ちながら、歴史を築き上げてきた。この美しい自然環境のもと、御殿場市は、古くから交通の要衝として重要視され、先人たちの努力と創意工夫により、地域の特性を生かした産業と文化を育み、富士山とともに発展してきた。

御殿場市の環境は、「御厨(みくりや)のわたくし雨」と言われる雨と霧や冬の厳しい寒さなど私たちに試練や苦難を与えてきたが、それにも増して、豊かな地下水と緑、美しい景観など、潤いと安らぎを与え、明日への活力の源となってきた。

しかし、私たちはときとしてこのことに対する感謝の念を忘れ、この恵み多き環境を傷つけている。その結果、御殿場らしさの大きな要因である本来の自然が失われつつあり、自然とふれあう機会も少なくなってきた。また、こうした地域の環境だけでなく、地球環境までもが危機的状況にさらされている。

健全で豊かな環境の恵みを楽しむことは私たちの権利ではあるが、御殿場市歌にも「日本の象徴 嶺(しづ)めの山の 生命(いのち)を永遠(とわ)に 継ぐもの我ら」とうたわれているように、この環境を将来の世代に引き継いでいくことは私たちの責務でもある。

21 世紀を輝く世紀にするために、私たちは、人間だけが地球において特別な存在でなく、地球の生態系の一員であることを自覚するとともに、ユニバーサルデザインの理念にのっとり、すべての人と環境にやさしいまちづくりを進めていかなければならない。

このような認識の下に、市民、事業者、市が共に力を合わせて行動し、自然と人が共生できる環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市民、事業者、市、滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を市民や事業者(以下「市民等」という。)の意見を尊重しつつ総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚

濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(4) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害の防止や自然の恵みの確保等に止まらず、水や空気、そこに生息する動植物等の自然の構成要件を有効に活用することにより、環境にやさしく、潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を作り出すことをいう。

(5) 循環的利用 再使用、原材料としての再生利用及び燃焼できるものを熱を得ることに利用する熱回収をいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全で豊かな環境の恵みを楽しむとともに、良好な環境を維持し、将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべてのものが、公平な役割分担の下に、環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会を構築するよう行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、多様な自然環境に恵まれた地域特性を生かし、自然と人が共生できる環境が確保されるよう行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、日常生活や事業活動が地球環境の保全に影響を及ぼすとの共通認識の下に、積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に自ら努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、市民は、事業者や市が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、製造、販売、流通等の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴う公害を防止するとともに、自然環境を適切に保全すること。
- (2) 事業活動に伴って発生する廃棄物を、適正に処理すること。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、製造、販売、流通等の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について努めなければならない。
 - (1) 事業活動による製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減を図るとともに、エネルギーの効率的利用、廃棄物の循環的利用等を行うこと。
 - (2) 環境の保全及び創造に関する事業活動の情報並びに事業活動による製品等の情報を、市民及び市に適切に提供すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、広く環境の保全及び創造に自らが努めるとともに、市民や市が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、自然的社会的条件に応じた総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、自ら環境への負荷の低減に率先して努めるとともに、市民等が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

第7条 旅行者その他本市に滞り又は通過する者は、旅行や滞り等に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市民や市が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(自然環境等の保全及び創造)

第8条 市は、富士山を中心とした豊かな自然環境や歴史的文化的環境を、将来にわたり継承していかなければならないことから、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 富士山、箱根外輪山等の保全及び創造に関すること。
- (2) 森林、草原の保全及び創造に関すること。
- (3) 水辺環境の保全及び創造に関すること。
- (4) 水資源の保全及び創造に関すること。
- (5) 農地等の保全に関すること。
- (6) 野生生物及びその生態系の保護に関すること。
- (7) 歴史的文化的環境の保全及び創造に関すること。

(美しい景観づくりの推進)

第9条 市は、富士山のふもとのみちとして、緑豊かな美しい景観づくりを進めるために、必要な措置を講ずるものとする。

(生活環境の保全)

第10条 市は、人の健康の保護及び生活環境の保全のため、環境に係る監視及び測定体制の整備、公害の未然防止、事故時の対応等について必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等の促進)

第11条 市は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、市民等による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等に率先して取り組むものとする。

(教育及び学習の振興)

第12条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境に関する教育及び学習の振興に努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第13条 市は、市民等が自発的に行う資源の循環的利用、緑化の推進に向けた活動その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第14条 市は、第12条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進のため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに市民等に適切に提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する情報を、市民、事業者、市の間で相互に共有できるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第15条 市は、市民等が積極的に自らの行為による環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第16条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要であると認めるときは、関係行政機関と協議し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第17条 市は、下水道、一般廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の環境の保全及び創造のための公共的施設の整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画)

第18条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定める。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するよう必要な措置を講ずるとともに、第22条の規定により設置された御殿場市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第19条 市長は、各年度における環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書(以下「年次報告書」という。)を作成し、これを公表しなければならない。

(施策策定等に当たっての配慮)

第20条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者が、環境の保全及び創造について事前に配慮を行うことを促進するために、必要な措置を講ずるものとする。

(国等との協力)

第21条 市は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取り組みを必要とする施策について、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(御殿場市環境審議会)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、御殿場市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項について調査し、審議する。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による者

(2) 民間企業、公的団体に属する者

(3) 知識と経験を有する者

(4) 関係行政機関の職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(御殿場市環境審議会条例の廃止)

2 御殿場市環境審議会条例(平成12年御殿場市条例第10号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に御殿場市環境審議会条例の規定により環境審議会委員に委嘱されている者は、第22条第4項の規定により委嘱された委員とみなす。

4 前項の場合において、当該委員の任期については、第22条第5項の規定にかかわらず、平成14年6月30日までとする。

■御殿場市環境審議会規則

平成13年3月29日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、御殿場市環境基本条例(平成13年御殿場市条例第11号。以下「条例」という。)第22条第6項の規定に基づき、御殿場市環境審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員過半数の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数で決める。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

■御殿場市環境市民懇話会要綱

平成 21 年 5 月 18 日
告示第 116 号

(趣旨)

第 1 条 御殿場市環境基本条例(平成 13 年御殿場市条例第 11 号)第 18 条第 1 項に規定する環境基本計画に基づく事業及び活動について、広く市民の意見を聴取するため、御殿場市環境市民懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定める。

(懇話事項)

第 2 条 懇話会は、環境基本計画に基づく施策の実施状況に関して、意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

(参加対象者)

第 3 条 懇話会は、次に掲げる参加対象者のうちから、市長が依頼する者(以下「構成員」という。))13 人をもって構成する。

- (1) 公募による者
- (2) 民間企業に属する者
- (3) 公共的団体に属する者
- (4) 知識と経験を有する者

(構成員)

第 4 条 構成員は、懇話会に参加し、意見を述べる。

2 構成員の任期は、市長から懇話会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の翌年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 5 条 懇話会に、座長及び副座長 1 人を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、懇話会の進行を行う。
- 3 副座長は、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長に代わり懇話会の進行を行う。

(懇話会)

第 6 条 懇話会は、市長が招集する。

- 2 構成員(第 3 条第 2 号及び第 3 号の者に限る。)が事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 懇話会は、公開とする。

(謝金等)

第 7 条 構成員が懇話会に参加したときは、当該構成員に謝金を支給することができる。

2 前条第 2 項の規定に基づき、代理人が懇話会に参加したときは、代理人に対して構成員と同額の謝金を支給する。

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

■御殿場市環境基本計画等 庁内検討委員会設置規程

令和 2 年 7 月 14 日
訓令甲第 8 号

(設置)

第 1 条 御殿場市環境基本条例(平成 13 年御殿場市条例第 11 号)第 18 条第 1 項の規定に基づく御殿場市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第 1 項の規定に基づく御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編(以下「地方公共団体実行計画」という。)の策定又は見直しに関し、調査し、及び検討するため、御殿場市環境基本計画等庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 地方公共団体実行計画に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、環境課長及び別表に掲げる組織に属する職員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は、環境課長をもって充て、副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日訓令甲第 6 号)

この訓令甲は、公表の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

(一部改正〔令和 3 年訓令甲 6 号〕)

企画課	未来プロジェクト課	魅力発信課	管財課
市民協働課	社会福祉課	上水道課	下水道課
農政課	農林整備課	商工振興課	観光交流課
都市計画課	都市整備課	公園緑地課	建築住宅課
道路河川課	管理維持課	学校教育課	社会教育課

資料 4 諮問・答申等



■諮問

03 御環環第624号
令和3年8月17日

御殿場市環境審議会
会長 横山 澄夫 様

御殿場市長 若林 洋平

第二次御殿場市環境基本計画（中間見直し）について（諮問）

御殿場市環境基本条例第18条の規定に基づき、平成28年3月に策定した第二次御殿場市環境基本計画は、策定から5年が経過しました。本計画は概ね5年で内容を見直すこととなっており、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であるため、第二次御殿場市環境基本計画の内容見直しについて、御殿場市環境基本条例第18条第3項の規定により、貴審議会に意見を求めます。

■答申

令和4年1月24日

御殿場市長 勝又 正美 様

御殿場市環境審議会議長 横山 澄夫

第二次御殿場市環境基本計画（中間見直し）について（答申）

令和3年8月17日付け03御環環第624号にて諮問のありました第二次御殿場市環境基本計画（中間見直し）について、下記の意見を付して別冊のとおり答申します。

審議にあたりましては、各委員の専門的な立場からの提言や市民の理解がより一層深まるよう記述すべきとの観点に立った貴重な意見をいただきました。

今後の計画の推進に当たっては、下記の点について配慮したうえ、本計画を確実に進められることを期待します。

記

- 1 計画に掲げる施策は多岐に渡っており、全庁的な取り組みが不可欠です。職員一人ひとりの理解と認識を醸成する体制を構築し、各部門相互の連携が図られるよう取り組むこと。
- 2 市が目指す環境像「富士山のふもとで 自然と人が共生するまち 御殿場 ～未来輝く エコライフシティをめざして～」の実現には、市民、自治会、NPO、事業者等の様々な団体の協力が不可欠です。これらの団体が協力し活動しやすい方策について特段の配慮を願いたいこと。

- 3 計画の進行管理に当たっては、PDCAのマネジメント手法のもと、個別目標の妥当性を検証しつつ着実に実行し、第三次御殿場市環境基本計画の策定にいかすこと。
- 4 本市の特性である富士山及びその周辺の自然環境の保全・継承が図られるとともに世界規模の課題となっている地球温暖化対策・生物多様性・フードロス対策などにも積極的に取り組むこと。
- 5 環境問題への取り組みは、今後一層広域的な視点に立った取り組みが必要です。国や県との連携はもとより、御殿場市には、隣接する市町の施策が一体となって推進されるよう尽力を願いたいと祈念していること。
- 6 第5章に定める地球温暖化対策地方公共団体実行計画については、国や県の方針が示され次第、すみやかに策定に取り掛かられたいこと。

■ 諮問

04御環環第469号
令和4年7月4日

御殿場市環境審議会
会長 横山 澄夫 様

御殿場市長 勝又 正美

御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）について（諮問）

昨今の地球温暖化を起因とする気候災害の激甚化などにより私たちの生活に大きな被害が発生しており、地球温暖化対策は持続可能な社会の実現には避けて通れない世界的な課題となっています。

本市の地球温暖化対策の将来像であるゼロカーボンシティを市・市民・事業者・滞在者が一丸となって推進するため、御殿場市環境基本条例第18条に基づき策定した第二次御殿場市環境基本計画と一体策定している御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）について、御殿場市環境基本条例第18条第3項の規定により、貴審議会に意見を求めます。

■ 答申

令和4年10月24日

御殿場市長 勝又 正美 様

御殿場市環境審議会 会長 横山 澄夫

御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）について（答申）

令和4年7月4日付け04御環環第469号にて諮問のありました御殿場市地球温暖化対策地方

公共団体実行計画（区域施策編）について、次のとおり意見を付して別冊のとおり答申します。

審議にあたりましては、各委員の専門的な立場からの提言や市民の理解がより一層深まるよう記述すべきとの観点に立った貴重な意見をいただきました。

地球温暖化対策は、より広域的な取り組みが必要です。とりわけ、本市は一早くゼロカーボンシティを宣言すると共に、SDGs 未来都市に選定されるなど率先して取り組むことを宣言しております。こうした点を鑑み、下記の点に留意して本計画を着実に推進し「地球温暖化対策取り組み先進都市御殿場」を目指して欲しいと願っています。

記

- 1 本計画で定める目標を達成するためには、市民、事業者、市、滞在者などの各主体が現状及び目標について共通認識をもち、率先・協働して取り組むことが必要不可欠であると考えます。そのため、計画の内容を各主体に十分に周知するとともに、取り組みが効果的に進むよう定期的な情報提供をお願いしたいこと。
- 2 本計画を効果的かつ着実に推進するに当たっては、施策の取り組み状況を定期的に把握しておくことが非常に重要であると考えます。そのため、PDCAの手法を基に、適切な進行管理がされるようお願いしたいこと。また、社会情勢や科学的知見の変化が生じた場合、計画の見直しを行うようお願いしたいこと。
- 3 再生可能エネルギーの更なる普及・活用や地球温暖化による気候や自然の変化へ対応するためには、専門的かつ科学的知見を要すると考えます。そのため、研究機関や専門事業者等との産官学連携の効果的な活用を図るようお願いしたいこと。
- 4 今後予想される異常気象の頻発や農作物への影響などに備えるため、「適応策」についても具体的な計画の検討を行うようお願いしたいこと。
- 5 市は自らの事務事業により排出される温室効果ガス対策を率先垂範し、市民や事業者の取り組む意欲の醸成に努めて頂きたいこと。

資料 5 第 5 章の基礎資料



1 温室効果ガス削減見込量の推計

削減効果の検討条件

項目	削減効果の参考とした資料など	根拠
省エネルギーによる削減効果	国の「地球温暖化対策計画」の削減効果を御殿場市分で按分	A
	「御殿場市の地球温暖化対策に関するアンケート調査」(2021(令和3)年度実施)の結果 注)「御殿場市の地球温暖化対策に関するアンケート調査」(市民・事業者)の回答のうち、「現在導入している」の回答を「2019(令和元)年度現況値」、「今後導入したい」の回答を2030(令和12)年度の目標値の参考として使用した。なお、産業部門、業務その他部門については、事業者アンケートのクロス集計結果を利用した。	B
	東京電力エナジーパートナーの電力排出係数	C
	「御殿場市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」	D
	「次世代自動車戦略」	E
	「御殿場市一般廃棄物処理基本計画」	F
森林吸収等	静岡県森林簿データから推計	G
再生可能エネルギー	「令和3年度御殿場市再エネ導入目標策定支援業務委託報告書」 (太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、中小水力発電、地熱発電、地中熱利用、バイオマスの導入による削減効果)	H

温室効果ガスの削減見込量(単位は千 t-CO₂)

部門	項目	取り組み	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度	根拠
産業	省エネルギー	産業用高効率空調機(ヒートポンプ)の導入	12.1	22.9	B
		ESCO事業*による省エネ技術の導入	3.1	8.0	B
		その他の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	34.3	34.3	A
		業種間連携省エネルギーの取り組み推進	0.7	0.7	A
		燃料転換の推進	2.0	2.0	A
		FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	1.9	1.9	A
	電力排出係数の改善	電気事業者の取り組みによるCO ₂ 排出係数の改善	44.3	95.7	C
産業部門 合計			98.4	165.5	—
家庭	省エネルギー	高効率給湯器の導入	2.7	4.1	B
		家庭用コージェネレーションの導入	5.6	12.2	B
		計画・制御システムの導入	4.6	5.5	B
		高効率照明の導入	1.3	1.1	B
		省エネルギー行動の実践	1.5	2.8	B
		住宅の省エネルギー化	3.5	3.5	A
		高効率な省エネルギー機器の普及	0.02	0.02	A
		トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	1.9	1.9	A
		脱炭素型ライフスタイルへの転換	3.4	3.4	A
	緑のカーテンの設置	2.2	3.8	B	
	電力排出係数の改善	電気事業者の取り組みによるCO ₂ 排出係数の改善	19.4	36.5	C
家庭部門 合計			46.0	74.7	—

注) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

*ビルや工場などの建物の省エネルギーに関する包括的なサービスをESCO事業者が提供し、それによって得られる省エネルギー効果を事業者が保証し、削減した光熱水費の中からESCOサービス料と顧客の利益を生み出す事業。

温室効果ガスの削減見込量(単位は千 t-CO₂)

部門	項目	取り組み	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度	根拠
業務 その他	省エネルギー	高効率給湯器の導入	4.1	11.9	B
		業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	0.1	0.4	B
		ESCO 事業による省エネ技術の導入	4.8	6.3	B
		市の事務事業における省エネルギー行動の実践	8.7	9.7	D
		計画・制御システムの導入	2.4	8.5	B
		建築物の省エネルギー化	1.9	1.9	A
		高効率な省エネルギー機器の普及	2.6	2.6	A
		トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	4.3	4.3	A
		上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入	0.5	0.5	A
		廃棄物処理における取り組み	0.9	0.9	A
		脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.1	0.1	A
	電力排出係数の改善	電気事業者の取り組みによる CO ₂ 排出係数の改善	26.3	54.0	C
業務その他部門 合計			56.7	101.1	—
運輸	省エネルギー	次世代自動車の導入	30.2	85.3	B、E
		エコドライブの実践	2.1	2.6	A、B
		公共交通機関の利用促進	2.5	3.8	A、B
		テレワークの実践	0.2	0.4	B
		道路交通流対策（道路交通流対策等の推進）	2.2	2.2	A
		環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	0.3	0.3	A
		鉄道分野の脱炭素化	0.3	0.3	A
	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	1.9	1.9	A	
電力排出係数の改善	電気事業者の取り組みによる CO ₂ 排出係数の改善	0.3	0.7	C	
運輸部門 合計			39.9	97.3	—
廃棄物 処理	廃棄物	廃プラスチックなどの削減	2.9	4.8	F
		下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等	0.2	0.2	F
	廃棄物処理 合計		3.2	5.0	—
農業部門	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策		0.4	0.4	A
	農業部門 合計		0.4	0.4	—
代替 フロン類	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低 GWP 化の推進		18.8	18.8	A
	業務用冷凍空調機器への対策		21.7	21.7	A
	廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理		0.5	0.5	A
	産業界の自主的な取り組みの推進		1.5	1.5	A
代替フロン類 合計			42.5	42.5	—
森林 吸収等	森林による CO ₂ 吸収		25.4	25.4	G
	農地土壌による CO ₂ 吸収		0.3	0.3	A
	森林吸収等 合計		25.7	25.7	—
再生可能エネルギー	太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、中小水力発電、地熱発電、地中熱利用、バイオマスの導入		60.3	241.2	H
合計			373.1	753.5	—

注) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

2 温室効果ガス削減見込量の設定目標

	2019 (R1) 年度	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度
①産業部門			
産業用高効率空調機（ヒートポンプ） 導入率【製造業】	40%	56%	70%
ESCO 事業導入率【建設業・鉱業】	0%	2%	10%
ESCO 事業導入率【製造業】	0%	8%	20%
②家庭部門			
ヒートポンプ給湯器導入率	36%	50%	60%
潜熱回収型給湯器導入率	14%	25%	35%
燃料電池コージェネレーション システム導入率	3%	14%	30%
計画・制御システム（HEMS など） 導入率	3%	60%	80%
高効率照明（LED）導入率	70%	100%	100%
省エネルギー行動の実践率（平均）	67%	84%	100%
緑のカーテン導入率（夏季3か月）	0%※	50%	100%
③業務その他部門			
ヒートポンプ給湯器導入率	9%	18%	40%
潜熱回収型給湯器導入率	18%	36%	50%
業務用燃料電池コージェネレーション システム導入率	0%	3%	10%
ESCO 事業導入率	0%	29%	40%
市の事務事業による温室効果ガス 排出量の削減率	0%	90%	100%
計画・制御システム（BEMS など） 導入率	12%	30%	80%
④運輸部門			
電気自動車（EV）導入率	0.1%	4%	50%
ハイブリッド自動車（HV）導入率	9%	30%	20%
プラグインハイブリッド自動車（PHV） 導入率	0.2%	4%	20%
燃料電池自動車（FCV）導入率	0%※	1%	5%
エコドライブ関連装置導入率	0%※	10%	30%
公共交通機関を利用している人の割合	27%	60%	80%
テレワーク実践率	26%	35%	50%
⑤廃棄物処理部門			
ごみ質に占める廃プラスチック割合	30%	25%	20%
燃やすごみに含まれる水分	42%	35%	30%
廃プラスチック類の焼却割合削減率	0%	-6%	-19%

		2019 (R1) 年度	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度
⑥太陽光発電				
住宅用等	新設導入率	14.4%	60%	100%
	既設導入率	9.0%	14%	50%
業務・公共系等	新設導入率	13.6%	60%	100%
	既設導入率	13.6%	29%	50%
農地	導入量	5,433.2kW (4施設)	5,433.2kW+ 500kW×11箇所	5,433.2kW+ 500kW×20箇所

⑦太陽熱利用				
住宅用等	新設導入率	2,660棟 導入済み	10%	10%
業務用等	新設導入率	80棟 導入済み	9%	9%

⑧風力発電・中小水力発電・地熱発電				
風力発電	導入量	導入実績なし	2,000kW×1	2,000kW×2
中小水力発電	導入量	導入実績なし	800kW×1	800kW×2 150kW×1
地熱発電 (低温バイナリー)	導入量	導入実績なし	250kWの 小規模地熱 バイナリー×1	250kWの 小規模地熱 バイナリー×2

⑨地中熱利用				
住宅用等	新設導入率	1.6%	5%	5%
業務用等	新設導入率	導入実績なし	6%	6%

⑩バイオマス熱利用				
バイオマス熱利用(未 利用系木質)	導入量	1,815kW (5施設)	1,815kW+ 360kW×1	1,815kW+ 360kW×2

※印は、実績値が不明なため、2019（令和元）年度を基準（0%）としたものである。

3 再生可能エネルギーの現状値と個別目標

再生可能エネルギーの2019年度現状値、2030年度目標値、2050年度目標値の設定条件(1)

再生可能エネルギー	利用可能量	2019 (R1) 年度 現状値	2030 (R12) 年度 目標	2050 (R32) 年度 目標
太陽光発電				
合計	7,397.4 TJ	231.0 TJ	535.3 TJ	1,542.2 TJ
		2019年度を基準	-50.7千t-CO ₂	-218.5千t-CO ₂
住宅用等	848.2 TJ	65.7 TJ 固定価格買取制度（10kW未満）の実績値を現状値として想定。	179.8 TJ 新設住宅の60.0%（国施策と同基準）、既設住宅の14.0%（アンケート調査（市民）の「今後導入したい」の回答率と同程度）の導入を想定。	762.3 TJ 新設住宅の全戸（100%）、既設住宅の50.0%の導入を想定。
業務・公共系等	1,365.6 TJ	137.8 TJ 固定価格買取制度（10kW以上）の実績値を現状値として想定。	300.7 TJ 新設建屋の60.0%（新設住宅の国施策と同基準）、既設建屋の28.6%（アンケート調査（事業者）の「既に設置している」の回答率13.6%の2倍程度）の導入を想定。	675.6 TJ 新設建屋の全建屋（100%）、既設建屋は既設住宅と同じ50.0%の導入を想定。
農地	5,183.7 TJ	27.4 TJ アンケート調査（事業者）やヒアリング調査で得た営農型太陽光発電の実績値を現状値として想定。	54.7 TJ 既存の発電施設を参考に、500kW相当の太陽光発電設備を11ヶ所（計5,500kW）で導入を想定。	104.3 TJ 既存の発電施設を参考に、500kW相当の太陽光発電設備を20ヶ所（計10,000kW）で導入を想定。
太陽熱利用				
合計	201.2 TJ	18.0 TJ	22.3 TJ	30.1 TJ
		2019年度を基準	-0.3千t-CO ₂	-0.8千t-CO ₂
住宅用等	200.2 TJ	18.0 TJ 住宅土地統計調査（平成30年度）の「専用住宅」の太陽熱温水器の導入状況（2,660棟）を現状値として想定。	22.2 TJ アンケート調査（市民）「今後導入したい」の回答率10.4%を新築住宅施工戸数（平均548戸/年）に乗じた件数（約57戸/年）の導入を想定。	29.9 TJ アンケート調査（市民）「今後導入したい」の回答率10.4%を新築住宅施工戸数（平均548戸/年）に乗じた件数（約57戸/年）の導入を想定。
業務用等	1.0 TJ	0.03 TJ 住宅土地統計調査（平成30年度）の「店舗その他の共用住宅」の太陽熱温水器の導入状況（80棟）を現状値として想定。	0.08 TJ アンケート調査（事業者）「今後導入したい」の回答率9.0%を、新築建屋数（平均90件/年）に乗じた件数（約8件/年）の導入を想定。	0.2 TJ アンケート調査（事業者）「今後導入したい」の回答率9.0%を、新築建屋数（平均90件/年）に乗じた件数（約8件/年）の導入を想定。
風力発電				
風力	119.0 TJ	0.0 TJ 導入実績がないため、現状値の想定はなし。	13.6 TJ 2030年度までに新たに2,000kW風車1基相当の導入を想定。	27.3 TJ 2031～2050年度に新たに2,000kW風車1基相当の追加設置を想定。
		2019年度を基準	-2.3千t-CO ₂	-4.5千t-CO ₂
中小水力発電				
中小水力	242.0 TJ	0.0 TJ 導入実績がないため、現状値の想定はなし。	16.4 TJ 2030年度までに1河川（設備容量：抜川879.4kW）に設備容量800kW相当の出力のある発電機1基の導入を想定。	35.9 TJ 2031～2050年度に2河川（設備容量：久保川845.3kWと小山川169.8kW）に設備容量800kW相当と150kW相当の追加設置を想定。
		2019年度を基準	-2.7千t-CO ₂	-6.0千t-CO ₂

再生可能エネルギーの2019年度現状値、2030年度目標値、2050年度目標値の設定条件(2)

再生可能エネルギー	利用可能量	2019 (R1) 年度 現状値	2030 (R12) 年度 目標	2050 (R32) 年度 目標
地熱発電				
合計	53.8 TJ	0.0 TJ	5.5 TJ	11.0 TJ
		2019年度を基準	-0.9千t-CO ₂	-1.8千t-CO ₂
バイナリー (120～150℃)	0.1 TJ	0.0 TJ 利用可能量が極めて少なく、導入実績もないため、算定対象外とする。	0.0 TJ 算定対象外とする。	0.0 TJ 算定対象外とする。
低温バイナリー (53～120℃)	53.7 TJ	0.0 TJ 導入実績がないため、現状値の想定はなし。	5.5 TJ 2030年度までに新たに、設備容量の合計が250kWの小規模地熱バイナリー発電機(複数の100kW未満の小規模なバイナリー発電機の設置)を想定。	11.0 TJ 2031～2050年度に新たに、設備容量の合計が250kWの小規模地熱バイナリー発電機(複数の100kW未満の小規模なバイナリー発電機の設置)を想定。
地中熱利用				
合計	3,733.8 TJ	0.6 TJ	47.7 TJ	133.3 TJ
		2019年度を基準	-3.3千t-CO ₂	-9.3千t-CO ₂
住宅用等	2,813.2 TJ	0.6 TJ アンケート調査(市民)「導入している」の回答率1.6%を、新築着工数の10年平均(約548戸/年)に乗じた戸数(約9戸)を現状値として想定。	21.2 TJ アンケート調査(市民)「今後導入したい」の回答率4.8%を、新築着工数の10年平均(約548戸/年)に乗じた戸数(約25戸/年)の導入を想定。	58.7 TJ アンケート調査(市民)「今後導入したい」の回答率4.8%を据え置きし、新築着工数の10年平均(約548戸/年)に乗じた戸数(約25戸/年)の導入を想定。
業務用等	920.6 TJ	0.0 TJ 導入実績がないため、現状値の想定はなし。	26.5 TJ アンケート調査(事業者)「今後導入したい」の回答率6.0%を、建築確認申請件数の10年平均(90件/年)に乗じた件数(約5件/年)の導入を想定。	74.6 TJ アンケート調査(事業者)「今後導入したい」の回答率6.0%を据え置きし、建築確認申請件数の10年平均(90件/年)に乗じた件数(約5件/年)の導入を想定。
バイオマス熱利用				
合計	291.3 TJ	20.9 TJ	22.5 TJ	24.2 TJ
		2019年度を基準	-0.1千t-CO ₂	-0.2千t-CO ₂
未利用系木質バイオマス*1	49.8 TJ	8.1 TJ 固定価格買取制度(種別:未利用系木質)の実績値を現状値として想定。	9.7 TJ 現状で稼働している市内バイオマスボイラー出力規模の平均(約360kW)相当の施設を追加整備することを想定。	11.3 TJ 現状で稼働している市内バイオマスボイラー出力規模の平均(約360kW)相当の施設を追加整備することを想定。
一般廃棄物・木質以外*2	241.4 TJ	12.8 TJ 固定価格買取制度(種別:一般廃棄物・木質以外*2)の実績値を現状値として想定。	12.8 TJ 現状値の据え置き。	12.8 TJ 現状値の据え置き。
合計				
	12,038.4 TJ	270.6 TJ	663.4 TJ	1,804.0 TJ
		2019年度を基準	-60.3千t-CO ₂	-241.2千t-CO ₂

注)【 】は2019(令和元)年度を基準とした場合の二酸化炭素排出量の削減効果(地球温暖化対策計画からの引用)で算定した。

電力(太陽光、風力、中小水力、地中熱):千t-CO₂=熱量(GJ)×熱量換算係数(GJ/kWh)(0.0036)×電力排出係数(t-CO₂/kWh)(0.0006)×10⁻³

熱(太陽熱、地熱、バイオマス):千t-CO₂=熱量(GJ)×原油換算係数(kL/GL)(0.0258)×原油の排出係数(t-CO₂/kL)(2.7)×10⁻³

*1:未利用系木質バイオマス:林地残材、切捨間伐材

*2:一般廃棄物・木質以外:公園剪定枝(証明のないもの)、果樹剪定枝(証明のないもの)、ササ、ススキ、食品加工廃棄物、家庭系厨芥類、事業系厨芥類

資料 6 用語解説



あ行

アイドリングストップ

自動車やオートバイなどが、不要なアイドリングを行わないことを意味する。アイドリングストップが理想的に行われると、14%程度燃費が向上するため、燃料節約と排出ガス削減の効果が期待されている。

悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称。環境基本法により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型七公害の一つになっている。一般的には、嗅覚を通じて、気分を悪くさせたり、頭痛・食欲減退などを起こさせたりするなどの原因となる程度の影響があれば悪臭としているものと理解され、悪臭防止法で規制がなされている。

アースキッズ事業

小学校高学年を対象に子どもたちがリーダーとなり、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムのこと。地球温暖化防止のため自分たちでできることが沢山あることに気づき、地球にやさしい生活の知恵を身につけてもらうことを目的としている。

エコアクション 21

中小事業者等の環境への取り組みを支援するとともに、その取り組みを効果的・効率的に実施させる簡易な環境経営システム。二酸化炭素や廃棄物排出量などを把握し、省エネルギーや廃棄物の削減・リサイクルなどに取り組むことが規定されている。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

エシカル消費

人や社会、環境に配慮した消費行動のこと。

温室効果ガス

大気中に微量に含まれる気体が地球から宇宙に向かって放出する熱を吸収した後、再び地表に向けて熱を放出することにより地表付近の大気を暖めることを温室効果といい、この効果をもたらす気体を温室効果ガスという。主なものは二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素等がある。

か行

カーシェアリング

カーシェアリングは複数の個人による自動車の共同所有と利用が発展したもので、当初は小規模な仲間同士などで自然発生的に行われていたものが、組

織的に運営されるようになったもの。スイスやドイツでは多くの利用者がおり、事業として軌道に乗っている。

化石燃料

地中に埋蔵されていて燃料として利用される石炭、石油、天然ガス等の総称。

合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の方法としてよく使われている。

簡易水道

水道法上、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する水道のうち、給水人口が100人を超え5,000人以下であるものをいう。

感覚公害

人の感覚を刺激して、不快感に受け止められる公害（環境汚染）のこと、悪臭、騒音、振動などがある。

環境基準

環境基本法により定められている、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音などに係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる基準のこと。公害発生源を直接規制するための基準（＝規制基準）とは異なる。

環境放射線

生活環境中にある放射線をいう。環境放射線には自然放射線と人工放射線に分類される。自然放射線とは、自然界にもともと存在している放射線である。人工放射線とは、人間が作り出した放射線のことである。核実験や原子力事故などで放出された放射性物質によるものである。

環境マネジメントシステム

EMS (Environmental Management System) の日本語訳で、事業活動による環境負荷の低減を目指すための環境管理の仕組みを指す。ISO14001 シリーズやエコアクション 21 などがある。

間伐

森林において樹木の健全な発育を助けるために、成長に伴って混みすぎた林の立木を間引きすること。

基幹作物

地域において、生産量・面積・販売額など栽培の中心となっている作物のこと。気候や土壌などによって、その土地に合った作物が栽培されている。

嗅覚測定法

人の嗅覚によって悪臭を測定する方法のこと。官能試験法のひとつ。気体または水に係る悪臭の程度

を、人の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで、気体または水を希釈して、その希釈の倍数をもとに算出される臭気指数を求めるもの。

京都議定書

1997年12月に京都市の国立京都国際会館で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)で同月11日に採択された、気候変動枠組条約に関する議定書である。正式名称は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書。

クリーンエネルギー自動車

石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリン車やディーゼル車よりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車、水素自動車、ガソリン車と電気自動車を組み合わせたハイブリッド自動車、燃料電池車などがある。

グリーン購入

環境に配慮した製品やサービスを購入すること。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山村地域において、その自然・文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。訪れた人への環境教育効果が期待できるほか、都市と農山村地域との交流の手段として注目されている。

グリーンバンク

静岡県グリーンバンクでは、ゴルファー緑化協力を始め、県の助成、賛助会員からの寄付や協力を得て、緑あふれる生活環境づくりを進めている。具体的には苗木・種子・球根等の配布や緑化工事への支援などを行っている。

グリーンファイナンス

地球温暖化対策や再生可能エネルギー等の環境分野への取組みに特化した資金を調達するための債権や借入を指す。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国などの責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける良好な景観の形成のための規制などの所要の措置を講ずる日本で初めての景観についての総合的な法律。平成16年12月に施行された。

原野

雑草、かん木類の生育する土地。

光化学オキシダント

自動車や工場等から排出された窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線によって光化学反応を起こし、オゾン等の酸化物質が生成される。これらの物質が高い濃度になり、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼすほか、植物にも影響を与えるものを光化学オキシダントという。

高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ型などがある。

工業水道

工場等の事業所に、人体と直接接しない目的で用いる雑用水を供給する水道。多くは地方公営企業の事業として整備される。飲用には用いられず、事業向けに限定した水道であるため、水道法の適用を受けない。殺菌などの水処理を行う必要がないため、中水道のように水洗式トイレの洗浄用水に用いられている例も多い。

コジェネレーションシステム

一つのエネルギーから電気・熱など複数の有効なエネルギーを取り出して利用するシステムのこと。一般的にはガスタービン、ガスエンジンなどにより発電を行うと同時に、その廃熱を利用するシステム(熱電供給)のみを指す場合と、それらの動力を発電以外に利用するシステム(熱動力供給)などを含める場合とがある。通常発電による熱効率が40%以下であるのに対し、コジェネレーションでは、70~80%と極めて高い熱効率が期待できる。

御殿場市総合景観条例

総合的な景観行政の推進を図るために、景観法に基づく御殿場市景観計画と、景観条例及び屋外広告物条例を一本化した条例のこと。平成26年4月1日から施行している。

ごてんば花と緑のマイスター

NHK「趣味の園芸」や「あさいち」の園芸講師でおなじみの矢澤秀成先生が、ご自身で書き下ろしたオリジナルテキストを使って、園芸の基礎を学ぶ初級コース、その後実践を中心とした上級コース、それぞれ全12回終了した方が、「ごてんば花と緑のマイスター」の資格が取得できる講座。

コミュニティプラント

廃棄物処理法の「一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置する小規模な下水処理施設のこと。公共下水道と同様に、埋設された排水管によって集められたトイレと生活雑排水を合わせて処理する施設であるが、法律上の位置づけはし尿処理施設である。

コンポスト

家庭から出る生ごみを手軽に堆肥に再生できる容器のこと。

ざ行

サーキュラーエコノミー

従来の3Rに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながらサービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のこと。

再生可能エネルギー

再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

再生可能エネルギーのポテンシャル

設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギーの資源量のこと。

再生可能エネルギーの利用可能量

再生可能エネルギーのポテンシャルのうち、土地利用等の制約要因を考慮した上で、取り出すことのできるエネルギー資源量のこと。

静岡県大気汚染緊急時対策実施要綱

大気汚染物質の環境中濃度が上昇し、一定の要件を満たした場合には、注意報などを発令することになっている。静岡県では、県内の大気汚染常時監視測定局に自動測定器を設置して常時監視を行っている。

自然共生社会

人間と地球に生きるすべての生物がともに共生することができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会のこと。

自然裸地

自然裸地は、自然条件により植生が成立しない地域であり、山岳の岩角地、海岸等が含まれる。

指定管理者制度

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

地盤沈下

地盤が沈む現象。地盤が沈む原因には、自然由来のものや人工的なものがある。一般的には一度沈下が起きると二度と元の高さまで戻ることにはない不可逆性を持つ。

市民協働型まちづくり事業

平成 17 年 4 月に御殿場市市民協働型まちづくり推進指針を策定し、市民参加のまちづくりを目指し、市民協働型まちづくり推進協議会にて市民協働事業の進め方などを検討してきた。平成 18 年度から市民と行政が協力・連携して公共的な課題に取り組む“市民協働事業”を募集し、審査会を経て事業を決定して実施している。

市民協働事業モデル地区事業

各区の問題解決の方法として、平成 15 年度より御殿場市市民参加・市民協働事業モデル地区補助金を交付している。これは、区単位でのワークショップを開催し、地域住民の力で課題解決を図り、明るく住み良い個性豊かなコミュニティづくりを目指すため、その期待できる事業に対し交付するもの。

循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

浄化槽設置補助事業

公共用水域の水質の保全を推進していくため、個人住宅に設置されている単独処理浄化槽やし尿くみ取り槽を撤去又は再利用して、合併処理浄化槽を設置する為の補助金を交付する事業のこと。

上水道

上水道とは、一般に飲用可能な水の公共的な供給設備一般を指す。

食ロス

まだ食べられる食品が捨てられてしまうこと。

食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、平成 13 年 5 月から施行されている。食品廃棄物を減らし、再生利用を促すための基本事項を定めた法律。

振動

振動が発生する原因としては、自動車や工事などの機械による振動や、地震などの自然原因による振動などがある。

森林の有する公益機能

森林が持つ生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など、私たちの生活と関わる多くの機能のこと。

水質汚濁

公共用水域(河川・湖沼・港湾・沿岸海域等)の水の状態が、主に人為的な活動(工場や事業場などにおける産業活動や、家庭での日常生活ほか人間の活動すべて)によって損なわれる事や、損なわれた状態を指す。

水質階級

水質など環境の状態を私たちに教えてくれる生物を、指標生物と呼ぶ。水の汚れの度をきれいな水(I:貧腐水性)から、大変きたない水(IV:強腐水性)までの4階級に分け、それぞれの階級の指標となる 16 種の生物(群)とそれらの生息する範囲を示す。

スマート農業

ロボット、AI、IoT など先端技術を活用する農業のこと。作業の自動化、データの活用、情報共有の簡易化などにより、担い手の減少や高齢化、省力化、人手の確保、負担の軽減など農業が抱える様々な課題を解決する手段として期待されている。

スマートハウス

太陽光発電や蓄電池等のエネルギー機器や電化製品、住宅機器等をコントロールし、エネルギーマネジメントを行うことで、二酸化炭素排出の削減を実現する省エネルギー住宅のことを指す。

スマートメーター

毎月の検針業務の自動化や HEMS 等を通じた電気使用量を見える化を可能にする電力量計のこと。

生活雑排水

炊事や洗濯など一般的な人間の生活に伴って生じ排出される水。人間の生活に伴うものであれば、一般家庭からの排水に限らず、事業所等からの排水も含まれる。

先進環境対応車

次世代自動車及び将来において、その時点の技術水準に照らして環境性能に特に優れた従来車を含めた自動車のことであり、「次世代自動車戦略 2010」(平成 22 年 4 月)で定義された。

騒音

騒がしくて不快と感じる音のこと。

ソーラーシステム

住宅の内部で用いる温水を太陽熱エネルギーから直接集熱するもので、分離した集熱パネルと貯湯槽により構成された装置。

ソーラーシェアリング

農業生産と太陽光発電の両方で、太陽光をシェアする取り組み。

た行

ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの 3 物質がダイオキシン類として定義されている。

ダイオキシン類対策特別設置法

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去などをするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置などを定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする法律である。

第四次環境基本計画

2012 年(平成 24 年)4 月 27 日に閣議決定された国の環境基本計画のこと。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。以前は「多自然型河川づくり」と呼ばれていた。

脱炭素先行地域

2030 年までに民生部門(家庭部門と業務その他部門)の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを

現し、運輸部門や熱利用等を含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現することを目指す地域。

多面的機能支払対象面積

農業と豊かな農村風景を後世につないでいくために、農業・農村の有する多面的機能(国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など)の維持と発揮を図るための地域の共同作業に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するための制度のことを「多面的機能支払交付金制度」という。その多面的機能支払交付金の対象となっている土地の面積のこと。

単独浄化槽

トイレの汚水だけを処理する浄化槽で、生活雑排水は未処理のまま放流される。定期的な保守点検、清掃、法定検査などが必要である。

地域循環共生圏

各地域が自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地球温暖化

人間の活動によって、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇し、地表の温度が高まる現象。現在の状況のまま推移すれば、21 世紀末までに地上の平均気温が約 3℃ 上昇すると予測され、海面の上昇や異常気象の発生などが懸念されている。

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 3 項に基づき、区域から排出される温室効果ガス削減のための実行計画(区域施策編)であり、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務がある。それ以外の市町村においては策定に努めることとなっている。

地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が作成する温室効果ガス削減のための実行計画(事務事業編)であり、都道府県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスが対象となる。

超小型モビリティ

原付バイクより大きく、一般的な軽自動車より小さい 1～2 人乗り程度の小型自動車(通例 EV)のこと。

鳥獣被害防止計画

鳥獣被害防止特別措置法(平成 20 年 2 月施行)の第 4 条第 1 項に基づく計画。市町村は被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産大臣の策定する基本指針に即して、被害防止計画を定めることができる。計画には、対象鳥獣の種類や計画期間、基本方針、対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置、実施体制、捕獲などを行った対象鳥獣の処理などについて記載する。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

鎮守の森

神社に付随して参道や拜所を囲むように設定・維持されている森林。

低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会ともいう。低炭素経済は経済システムを重視した概念であるが、基本的には同じである。

ダイヤモンドレスポンス

電力消費者が電力使用量を制御することで、電力需給パターンを変化させること。需要制御のパターンは、需要を減らす(抑制する)ものと、需要を増やす(創出する)ものの二つに区分される。

適正処理困難物

収集・輸送が困難なものや、処分プロセス(収集・輸送・処理・処分)のどこかの過程で有害ガス・臭気・有害排水などが排出されたり爆発引火の危険性があったりするもの、感染性病原生物が漏れ出るような廃棄物を適正処理困難物と呼ぶ。通常は一般廃棄物に使われる用語で、産業廃棄物には使われない。

テトラクロロエチレン

ドライクリーニング用の洗浄剤や金属洗浄用の溶剤、フロン113の原料等に使用されている。無色透明で不燃性であり、洗浄剤として優れた揮発性有機塩素化合物。ドライクリーニング工場や電子工場等の廃水が河川や地下水に混入し、水道水を汚染している。

電力のゼロカーボン化

電気を生産する際に発生する温室効果ガス排出量をゼロにすること。再生可能エネルギーによる発電が注目されている。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、「外来生物法」によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハングウソウ等、動物ではアライグマ、台湾リス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモ等がある。

都市公園等

都市公園法に基づき、国または地方公共団体が設置する都市公園、及び都市計画区域外において都市公園に準じて設置されている特定地区公園(カントリーパーク)を指す。

トップランナー機器

自動車の燃費基準や電気・ガス石油機器(家電・OA機器など)の省エネルギー基準を、現在商品化されて

いる製品でエネルギー消費効率が最も優れている機器の性能以上にするという考え方に基づいて製造された特定機器のこと。

トリクロロエチレン

脱脂力が大きいため、半導体産業での洗浄用やクリーニング剤として1980年代頃までは広く用いられていたが、発癌性が指摘され、代替物質への移行が行われている。土壌汚染や地下水汚染を引き起こす原因ともなるため、各国で水質汚濁並びに土壌汚染に係る環境基準が定められている。

ドローン (UAV)

無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称。GPS、加速度センサー、電子コンパスなどが搭載されている。撮影、運送、農業、災害救助への活用など、多方面での活用が期待されている。

な行

二酸化硫黄 (SO₂)

石油や石炭等、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

二酸化窒素 (NO₂)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

燃料電池自動車 (水素自動車 : FCV)

発電装置として燃料電池を搭載した自動車のこと。燃料電池では、水素と酸素を化学反応させて電気を発生させる。エネルギーの利用効率が高く、排出ガスがクリーン(燃料として水素を使う場合は、排出されるのは水のみ)である。

農業集落排水事業

農業用排水の水質保全並びに施設の機能維持と農村の生活環境の改善を併せて進める国の補助事業で、汚水を処理する。

ノーカーデー

慢性交通渋滞緩和、排出ガス減少を目指し、期日を決めて通勤用車の使用を控える日のこと。

は行

バーチャルパワープラント

工場や家庭に設置された太陽光発電や燃料電池を発電所に見立てる仮想発電所(バーチャルパワープラント)。大規模発電所の電力不足時の供給源として活用することが期待される。

ばいじん

燃料その他の物の燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子のこと。

ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネルギーと低公害を実現する自動車。

ビオトープ

ドイツ語のBio(生物)とTope(空間、場所)を組み合わせた造語で、野生生物が共存している生態系、生息空間のこと。本来は、生物が生息する最小空間単位を意味していたが、最近では、都市やその他の地域の植動物が共生できる生息空間を、保全・復元した場所として捉えられるようになった。

光害（ひかりがい）

照明器具から漏れた光や必要のない範囲を照らす光によって、周辺環境に好ましくない影響を与えている状況のこと。街灯や広告の明かり、野球場の照明等、原因はさまざまで、都市上空では夜空が明るすぎて天体観測に支障が出ることもある。また、農作物の生育不良や動物の生体リズム・代謝機能異常なども報告されている。

微小粒子状物質 (PM2.5)

浮遊粒子状物質より小さい粒子で、粒径が2.5マイクロメートルの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。通常の浮遊粒子状物質よりも小さく、肺の奥まで入り込むため、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高いといわれている。

複合臭

においの原因となる物質が複数存在する場合に、単一の原因物質の場合よりもにおいが強く感じられる(相乗効果)においや、弱く感じられる(相殺効果)においのこと。

富士山基金

富士山の雄大な自然を守り、より豊かで、より美しい富士山を後世に伝えていくため、平成8年度に創設した基金。富士山の自然環境の維持保全、富士山の学術文化の振興などの資金として活用している。

不法投棄

廃棄物を不法に投棄すること。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格を持つ処理業者に委託しなければならないとされている。

プラグインハイブリッド自動車 (PHV)

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッドカーであり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持っている。

フロン

正式には「クロロフルオロカーボン」といい、炭化水素にフッ素と塩素が結合した化合物の総称。電子部品の洗浄や冷蔵庫の冷媒などに使用されているが、大気中に放出されるとオゾン層を破壊するといわれている。

粉じん

気体中に浮遊している微細な個体の粒子状物質の総称であり、公害用語としては、物の破碎、選別などの機械的処理または堆積により生ずる物質をいう。

ま行

マイクログリッド

小規模電力網ともよばれ、エネルギー供給源と消費施設を一定の範囲でまとめて、エネルギーを地産地消する仕組みのこと。

メタン

最も簡単な飽和炭化水素で天然ガスの主成分。沼や湿地土中で有機物の腐敗・発酵などで発生する。

モーダルシフト

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

や行

有機塩素系化合物

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の塩素を含む有機化合物の総称。ほとんどの種類が人工の化合物で、主に農薬や溶剤として用いるために合成されたものの。

有害鳥獣

農林水産物を食害・悪戯・人間を襲うなどの害を為す動物の事をいう。

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

ら行

利用間伐

間伐で伐採した人工林をその場所に放置せず、搬出して木材等に有効利用すること。

レクリエーション農園

農家ではない市民が小さな農園等を利用して野菜や花等を栽培する制度。小規模ながら農業を営むことでレクリエーション効果や環境学習の効果が期待できる。

英数

BEMS

ビル等の建物内で使用する電力消費量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備等の接続機器の制御や電力使用ピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システムのこと。

BOD（生物化学的酸素要求量）

生物化学的酸素消費量とも呼ばれる最も一般的な水質指標のひとつであり、河川水や排水の汚濁の程度を示す。水中の微生物により有機物が分解される時に必要とされる酸素の量を表したものの。

DX

デジタルトランスフォーメーションの略で、進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。

ESCO 事業

ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・経費などが、すべて省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

FEMS（Factory Energy Management System）

工場のエネルギーを管理するシステム。工場内の配電設備、空調設備、照明設備、製造ラインといった設備の電力使用量のモニターや制御を行う。コスト低減とCO₂排出抑制を目的として工場単位でエネルギーを最適化するシステムのこと。

HEMS

住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器、太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステム（燃料電池等）などのエネルギー生産機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車（EV）などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

ICT 教育

タブレットやパソコンなどの ICT 端末やインターネットなどを活用した教育のことをいう。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が共同で設置した研究機関「気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)」の略称。温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の実態把握と、社会経済への影響の予測、対策の検討が行われており、平成 26 年には第 5 次評価報告書が発行された。

LED

発光ダイオードとも呼ばれ、電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。白熱電球などと比較した場合、余計な発熱が少なく低電力で高輝度の発光が得られる。また、寿命も白熱電球に比べてかなり長い。今日では様々な用途に使用され、今後、蛍光灯や電球に置き換わる光源として期待されている。

MaaS

バスや電車、タクシー、飛行機など、すべての交通手段による移動を一つのサービスに統合し、ルート検索から支払いまでをシームレスにつなぐ概念。

PPA モデル

初期投資なしで太陽光発電設備を屋根などに設置し、その電気を利用することで電気料金と二酸化炭素排出を削減できる手法。

RE Action（再エネ 100 宣言 RE Action）

企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再生可能エネルギー100%利用を促進する新たな枠組み。

RE100

「Renewable Energy 100%」の略称。事業活動で消費するエネルギーを 100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際的枠組みを指す。

SDGs（Sustainable Development Goals）

平成 27 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。持続可能な開発目標持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略称。

ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）・ZEB（ネットゼロエネルギービル）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指したビルまたは住宅。

3 R

Reduce（減らす）、Reuse（再使用する）、Recycle（再生利用する）の3つの頭文字Rをとったもの。ごみの量を「減らす」、ものをできるだけ「再使用する」、再生できるものは資源回収に回して「再生利用する」ことにより、ごみを減量化し、ごみ問題を解決しようとするキーワードのこと。

5 G

第 5 世代移動通信システムのことで、高速大容量、高信頼・低遅延通信、多数同時接続という特徴がある。日本では 2020（令和2）年春から商用サービスがスタートし、次世代の通信インフラとして社会に大きな技術革新をもたらすといわれている。